

第

聞

毀門

第一 總論

1. ①性犯罪者过数監視法(以下「法七略」)21条、22条は憲法(以下「略」)13条1項

② 法23.24条は、2条項に反し、~~これこれ~~憲法に反する。

第2.①152117.

1. 法人の法外監視監督者に位置する役員は、その地位を義務づけ、監視監督者

これは、昭和文藝者から現存のYuccieの自伝を記述するものである。

2. 2.1に於いて、13条は幸福追求権を規定しているが、現代の高齢介護社会に於いては、
個人情報の取扱いが第1個人との生活は次第に社会行動の自由を委縮して
その自由が次第に減少するものがある、公権力による個人情報の保有
その自体に日本国憲法及びその精神が反するものがある

従、7. 本件警察本部長による兼監督文書者の位置付致、把握等のハハ

5
 1. 権力の行使に際しては、^{その目的は}「管理手段」による。
 2. 目的は、保護にある。

3. 717. 法による継続試験は対象者の現在世に當に把握せざるべしとの趣
 けで試験の中止となる。

又作随想曲一定对象前作无时等一定对象者在

4. したがって、知識の高度と生物の多様性、人の健康、現在地の森林という非常に多岐に生じた
不可逆的損失が非常に高い。情報により、森林被害、知識の高度の制約が正
当化された。これは、当該法令の目的が、必要不可欠であり、手段目的の達成の
ために必要最小限度でなければならぬ。

5. 本件で、法目的の人生犯罪の防止を図り、その後の社会復帰を促進する

樂

臨

とくに、地球社会の安全確保を推進するところであり、同時に社会の付加価値を特別に高めるから、必要不可欠であるという認識がある。

キ、本、加3月6日の決議を子のためのは、監督官に2117付、政府の承認下付、~~キ~~

性犯罪の増加率に依り犯罪類型に依り特に前記の通り「シ」に「カ」他の「ア」に

[illegible]

又監理人及び監督員は、^{大目}~~監督員~~の職務に於いて
事務上の（法上事項）に必要と認められる場合には、該職員の職務を代行するものとする。

7-ある(2月22日 1株)。その、その期間に20年以内(14株)と長期か予

想±4. 期間途中7.0中止予定±47.付11。

上記の如く達成する。

従って、手段と目的の区別は、違意である。

3 ② 12117

法23-24条は、対象者の住所を以て主たる居住地(法条)に於いて、被告の命令により、対象者の侵入を~~禁止~~禁止する旨の規定である。

4. 移動の自由と保障の自由。この二項は居住、移動の自由と保障の自由を指して、

二項目は、~~その存在を~~ ^{その存在を} 求めるために、~~その存在を~~ ^{その存在を} 保障した上で、~~その存在を~~ ^{その存在を} 求める。

45. 精神的自由之保障亦有人之保障时最大限に尊重するに付て。

に反し、本件立止りの禁止は、一般的に凶犯罪が発生の危険性が高い。

区 地球(赤道)を文化で包み込み、その力で、その土地を指定し、初めて相乗

[illegible]

11年以下~~の~~禁止^三23条項、24条項)という。長久井が予定した通り

定数を生じることがある。

60

(

社会无组织。7月以后，社会上对社会的认识，以及对社会的认识。

4

